

受託研究(治験等以外)にかかる新規契約にあたっての注意事項

兵庫あおの病院 受託研究事務局 業務班長

○受託研究(調査等)契約書「MS-WORD」〔様式6〕

○研究費執行計画表「MS-EXCEL」

当職に対しては、上記2つの書類の提出方願います。

ひとまず、作成できましたら当職にメール送信願います。

後日確認後、当職よりメール等の方法により連絡をしますので、その上で清書に貴社捺印、研究責任者捺印後、提出していただきます。

契約書第2条中に入力していただく、契約金額、うち消費税額、30%相当額については、研究費執行計画表により入力願います。

なお、研究期間の開始年月日欄並びに契約締結日欄、医師確認日欄は空欄にてお願いします。(貴社申請後当院にて後日開催される「受託研究(治験)審査委員会」にて決定後に契約締結となるため)

契約締結後、契約金額の30%相当額は「初期費用」として当院請求書により納付願いますが、契約書にも記載のとおり、この「初期費用」はいかなる場合も契約締結後は返還しませんのでご留意願います。

また、残り70%相当額については、目標症例数等で除した額にいわゆる出来高症例数等に乗じた額を当院請求書により納付願います。

上記出来高症例数等把握については、当院医師からの報告書等提出分をとりまとめの上、毎月初日から月末までの1ヶ月間の実績状況を当月末日までにメールにて目標症例数等に達するまで実績報告願います。(実績がない場合もその旨報告が必要)

これにより翌月初日にて請求書を発行させていただきます。

なお、出来高症例数等把握については、当院の希望として、患者登録をもって出来高症例数等といたしたくご検討願います。

最後に、契約書等関係書類以外の申請関係書類については、当院薬剤科までご連絡願います。

以上、上記についてご不明なことがありましたら当職あてご連絡願います。